



熊本県公報

第12720号

平成30年5月8日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障がい者支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新……………（ ” ） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定……………（ ” ） 2

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了……………（農村計画課） 2
- 平成30年熊本県毒物劇物取扱者試験の実施……………（薬務衛生課） 2
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 4

登 載 依 頼

- 熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部会議及び熊本県
水防協議会の合同会議の開催……………（防災会議） 4
- 第9回熊本県障害者の相談に関する調整委員会の開催（障害者の相談に関する調整委員会） 5

告 示

熊本県告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局 新八代店 八代市長田町3184番2	平成30年5月1日
訪問看護ステーションみふね 上益城郡御船町御船1072番地1 2階	平成30年5月1日
訪問看護ステーションステップ・キッズ 合志市幾久富1123番地5	平成30年5月1日

熊本県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
大津じんないクリニック 菊池郡大津町陣内1167番地5	平成30年5月1日
メディカル茜岡原けんこう堂薬局 球磨郡あさぎり町岡原北880番地5号	平成30年5月1日
株式会社アガペかもめ薬局 上天草市大矢野町登立14127番地	平成30年5月1日

熊本県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
コミュニティはうす明日 菊池市隈府字南古町46 9番地10 総合福祉セ ンターコムサール2階	社会福祉法人 菊愛会 菊池市隈府字南古町46 9番地10 最上 太一郎	自立生活援助	平成30年 5月1日

公 告

熊本県公告第264号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成30年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理及び 農業用排水 施設	南尾迫地区	平成21年9月1日	平成30年3月26日	熊本県

熊本県公告第265号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。

平成30年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成30年8月7日（火） 午前10時から正午まで

なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成30年8月21日（火）に延期する。

(2) 場所

東海大学附属熊本星翔高等学校（熊本市東区渡鹿九丁目1番1号）

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。

(2) 試験の範囲

次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規 基礎化学	毒物及び劇物の識別及び取扱方法

	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求等

受験願書は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。
 なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は熊本県保健所に請求すること。

(2) 受験願書受付期間

平成30年6月4日（月）から同月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成30年6月4日（月）から同月15日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は熊本県保健所とする。

(4) 受験手数料

10,700円

(5) 受験願書を郵送で提出する場合

郵送で提出する場合は必ず書留とし、封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書すること。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、平成30年7月下旬に受験者宛てに送付する。

7 正答及び合格基準の公表

平成30年8月14日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に正答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

平成30年9月7日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

(2) 合格証の交付

平成30年9月7日（金）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、受験願書を提出した機関において交付する。

(3) 得点に関する開示

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条に基づく個人情報の口頭による開示請求期間は、合格発表の日から平成30年10月9日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 問合せ先（受験願書請求及び提出先）

(1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

(2) 熊本県有明保健所衛生環境課

郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004番地1

電話 0968-72-2184

(3) 熊本県山鹿保健所衛生環境課

郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465番地2

電話 0968-44-4121

(4) 熊本県菊池保健所衛生環境課

郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272番地10

電話 0968-25-4135

(5) 熊本県阿蘇保健所衛生環境課

郵便番号 869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402番地

電話 0967-24-9035

(6) 熊本県御船保健所衛生環境課

郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400番地

- 電話 096-282-0016
- (7) 熊本県宇城保健所衛生環境課
郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400番地1
- 電話 0964-32-1148
- (8) 熊本県八代保健所衛生環境課
郵便番号 866-8555 八代市西片町1660番地
- 電話 0965-33-3198
- (9) 熊本県水俣保健所衛生環境課
郵便番号 867-0061 水俣市八幡町二丁目2番13号
- 電話 0966-63-4104
- (10) 熊本県人吉保健所衛生環境課
郵便番号 868-0056 人吉市寺町12番地1
- 電話 0966-22-3107
- (11) 熊本県天草保健所衛生環境課
郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530
- 電話 0969-23-0172

熊本県公告第266号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年5月8日から同月21日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松田 直哉	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字西烏町3549番1
野尻 浩司	八代郡氷川町若洲	八代郡氷川町網道字六参番割1016番
稲田 広	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字式七番割339番1 ほか5筆

- 2 申請年月日
平成30年4月24日

登載依頼

熊本県防災会議公告第1号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第1号

熊本県水防協議会公告第1号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成30年5月8日

熊本県防災会議会長 蒲 島 郁 夫
 熊本県石油コンビナート等防災本部本部長 蒲 島 郁 夫
 熊本県水防協議会会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成30年5月16日（水）
午後2時00分から
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟本館地下大会議室
- 3 内容
 - (1) 審議事項
 - ア 平成30年度熊本県地域防災計画修正案について
 - イ 平成30年度熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
 - ウ 平成30年度熊本県水防計画修正案について
 - (2) 報告事項
 - ア 梅雨期の見通し等について
 - イ その他の報告事項
- 4 傍聴人の定員
20人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県知事公室危機管理防災課
(電話096-333-2115)

熊本県障害者の相談に関する調整委員会公告第1号

第9回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を次のとおり開催する。

平成30年5月8日

熊本県障害者の相談に関する調整委員会

1 開催日時

平成30年5月24日(木) 午前10時30分から正午まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 1301会議室

3 議題(予定)

- (1) 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況について(平成29年度)
(2) その他

4 傍聴者の定員について

10人

5 傍聴手続について

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 傍聴希望者で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、5月15日(火)までに下記問合せ先へ申し込むこと。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県障害者の相談に関する調整委員会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班)(電話 096-333-2236)